

教育文化学部学生協議会要項

(設置)

第1条 秋田大学教育文化学部教育企画会議要項第8条に基づき、秋田大学教育文化学部学生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、学部及び研究科における次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 学生の大学・大学院生活の充実に関すること。
- (2) 学生の教育及び環境の改善に関すること。
- (3) 学生のボランティアに関すること。
- (4) 学生からの情報発信に関すること。
- (5) その他学生の教育に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育企画会議議長
- (2) 教育改善推進委員長
- (3) 教務学生委員長
- (4) 学務委員長
- (5) 広報委員長
- (6) 学務担当総括主査又は主査
- (7) 教育文化学部1年次学生
- (8) 教育文化学部2年次学生
- (9) 教育文化学部3年次学生
- (10) 教育学研究科1年次学生
- (11) その他議長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第7号から11号までの委員の任期は7月から翌年の6月までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第7号から第10号の委員（以下「学生委員」という。）はコース主任、学科主任及び専修主任の推薦に基づき、学部長が委嘱する。

3 学生委員の選出枠及び人数については別に定める。

4 学生委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 協議会に議長及び副議長を置く。

2 議長は、第3条第1号の委員をもって充てる。

3 副議長は、第3条第2号より第5号の委員のうちから議長が指名する。

4 議長は、会議を主宰する。

5 議長に事故があるときは、副議長が、その職務を代行する。

(学生代表及び副代表)

第6条 第3条第7号から第10号までの委員及び第11号のうち学生の委員から、互選により学生代表1名、副代表若干名を置く。

2 学生代表及び副代表は議長及び副議長と連携し、学生委員間の連絡調整にあたる。

(専門部会)

第7条 協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員には、委員以外の者を加えることができる。

3 その他専門部会に必要な事項は、教育企画会議が定める。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、事務部において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、教育企画会議が定める。

附則

1 この要領は、平成26年6月19日から施行する。

秋田大学教育文化学部学生協議会の専門部会に関する内規

第1条 秋田大学教育文化学部学生協議会要項第7条に基づき、学生協議会の下に置く専門部会について定める。

第2条 学生協議会に以下の専門部会を設ける。

(1) 行事企画部会

ガイダンス、大学祭、オープンキャンパス等の企画・運営を担当する。

(2) 情報発信部会

ホームページや高校向け、一般向け広報の企画・運営を担当する。

(3) ボランティア部会

大学内外における学生によるボランティアの企画・運営を担当する。

(4) 教育環境部会

カリキュラムや施設設備、学生生活、環境マネジメント等の改善に関する企画・運営を担当する。

第3条 学生委員はいずれかの部会に所属する。ただし、複数の部会に所属することを妨げない。

2 各部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は各部会に所属する学生委員の互選による。

附則

1 この内規は、平成26年6月19日から施行する。

秋田大学教育文化学部学生協議会学生委員の選出に関する内規

第1条 秋田大学教育文化学部学生協議会要項第3条第7号から第10号の委員の選出枠及び人数について定める。

第2条 教育文化学部の学生委員の推薦は以下の選出枠及び人数で行う。

1年次	学校教育課程	教育実践コース	2名
		英語教育コース	1名
		理数教育コース	1名
		特別支援教育コース	1名
		こども発達コース	1名
	地域文化学科		4名
計			10名
2年次	学校教育課程	教育実践コース	2名
		英語教育コース	1名
		理数教育コース	1名
		特別支援教育コース	1名
		こども発達コース	1名
	地域文化学科	地域社会コース	2名
		人間文化コース	2名
計			10名
3年次	学校教育課程	教科教育実践選修	2名
		障害児教育選修	1名
		発達科学選修	1名
	地域科学課程	政策科学選修	1名
		生活者科学選修	1名
		文化環境選修	1名
	国際言語文化課程	日本・アジア選修	1名
		欧米文化選修	1名
		国際コミュニケーション選修	1名
	人間環境課程	自然環境選修	1名
環境応用選修		1名	
計			12名

第3条 教育学研究科の学生委員の推薦は以下の選出枠及び人数で行う。

1年次	学校教育専攻	学校教育専修	1名
		心理教育実践専修	1名
	教科教育専攻	国語教育専修	1名
		英語教育専修	
		社会科教育専修	
		数学教育専修	1名
		理科教育専修	
		家政教育専修	
音楽教育専修	1名		
美術教育専修			
保健体育専修			

	計	5名
--	---	----

第4条 第2条、第3条における1年次とは当該年度の入学生、2年次とは前年度の入学生、3年次とは前々年度の入学生を意味するものとし、留年等の事情は考慮しない。

2 編入生は編入された年次によるものとする。

附則

1 この内規は、平成26年6月19日から施行する。

附則

1 この内規は、平成27年6月11日から施行する。

【平成 27 年度の参加呼びかけ文書】

学生のみなさんへ

2014 年度より学生協議会が教育文化学部・教育学研究科に設置されています。

その目的は

- ①学生の大学・大学院生活の充実を図ること
 - ②学生の教育及び環境の改善を図ること。
 - ③学生のボランティアを促進すること
 - ④学生からの情報発信を促進すること
 - ⑤その他学生の教育に関する重要事項を検討すること
- にあります。

任期は 7 月から次年度の 6 月までの 1 年です。

構成員は、教職員が 6 名程度で、学生が各コース・選修・専修から 3 7 名程度です。学生委員は各コース・選修・専修主任の推薦で選ばれますが、その他に、学生の皆さんから自主的に参加したい人を募ります。学年は問いませんが、1 年間の活動が可能でなければなりません。

参加したい方は、以下の申し込み票に記入して、総合学務課教育文化担当まで、ぜひ積極的に申し込んで下さい。申し込み締め切りは 6 月 26 日です。

.....

学生協議会学生委員参加申し込み票

所 属	学籍番号	学 年	氏 名

参加したい理由・取り組みたいこと